

## 「きのこ（原木栽培）」「野生のきのこ・野生の山菜類」を出荷販売される皆様へ

- 放射性物質検査結果が食品の基準値（100ベクレル/kg）以下であることを確認してから販売してください。  
※原木きのこ生産者には、「県栽培管理指導指針」に基づき出荷前(ほだ場ロットごと)に検査を行うよう指導しています。
- 産地(生産または採取した場所)が、出荷制限・自粛区域のものは、販売できませんのでご注意ください。
- 出荷販売の際は、「産地」「名称」「栽培方法」を必ず表示してください。  
【市の一部が出荷自粛の場合は旧市町村名まで表示】

例1:○○町産 生しいたけ(原木) 例2:○○市(旧○○町産) マダケ(野生)

群馬県内で出荷制限、出荷自粛のため、出荷販売ができない「きのこ(原木栽培)」、「野生のきのこ・山菜類」の産地等状況は以下のとおりです。  
(最新情報は、[県ホームページ](#)でご確認ください)

- ・生しいたけ(原木栽培):生産者個人単位(みなかみ町の1名、片品村の1名)
- ・乾しいたけ(原木栽培):高崎市、沼田市(一部解除)、渋川市(一部解除)、富岡市、中之条町、高山村、東吾妻町、みなかみ町
- ・なめこ(原木栽培):藤岡市
- ・野生のきのこ :沼田市、嬭恋村、東吾妻町、高山村、安中市、長野原町、みなかみ町
- ・野生のマダケ :渋川市(旧渋川市及び旧小野上村に限る)、みなかみ町
- ・野生のタラノメ :高崎市(旧倉渚村に限る)、吉岡町、前橋市(旧富士見村に限る)、沼田市(旧沼田市及び旧利根村に限る)、渋川市(旧渋川市に限る)、中之条町(旧中之条町に限る)、川場村
- ・野生のコシアブラ:みなかみ町、前橋市(旧富士見村に限る)、沼田市、渋川市(旧伊香保町に限る)、藤岡市(旧藤岡市に限る)、みどり市(旧(勢)東村に限る)、下仁田町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、片品村、川場村

※ 県職員が各直売所を巡回し、安全確認の実施状況等を調査させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

### 問い合わせ先

県庁林業振興課	027-226-3234	渋川森林事務所	0279-22-2763
西部森林環境事務所	027-323-4021	藤岡森林事務所	0274-22-2253
富岡森林事務所	0274-62-1535	吾妻森林環境事務所	0279-75-4611
利根沼田森林環境事務所	0278-22-4481	桐生森林事務所	0277-52-7373